
件名： 第2回 鶏肉のトレーサビリティシステムガイドライン策定委員会
日時： 2007年3月14日(水) 13:15~16:15
場所： ホテルセントノーム京都 2階 貴船

1 開会(略)

2 挨拶

農水省：18年度事業では、第2回で最後になるが、来年度も継続して検討を行っていただきたいと思っている。

3 議事

(1) ガイドラインの内容検討について

*3-2 本ガイドラインの対象範囲「品目」と「製品」

事務局：資料2(鶏肉トレーサビリティガイドライン論点整理)の8ページを説明。

事務局：一般ブロイラーも含む、食用鶏肉全部を対象品目にしてはどうか。

委員A：既に、銘柄鶏はある程度区分して流通しているので、恐らく副産物も含めて全部(トレースが)出来ると思う。一般ブロイラーを含む場合は、正肉に限定したガイドラインにした方が、より現実的なものになる。

委員B：一般ブロイラーまで対象にした場合、一日に複数の農場から入ってくるので、細かいパーツまで対象にすると処理・加工段階では相当、製造効率が落ちるのではないか。

委員C：(自社では)銘柄鶏はしっかりと取組み、それから一般ブロイラーに取り組んでいく。ラインとして流れる主要七品目のうち、きもずりを抜かした品目については、正確に把握できる。きもずりは、一度ラインから外れて(別の場所に)置くので、混ざる可能性がある。国産として捉えれば問題はなくなる。

事務局：主要七品目というのは、具体的に何か。

委員C：もも肉、むね肉、ささみ、きも、すなぎも、手羽もと、手羽さきだ。

原料が足りなくなればどうすればよいか、一袋にならない場合はどうすればよいか、など現場では色々な問題が出てくる。

委員B：手羽なかやささみの加工品を作る場合は、一度ラインから外すので、もしその部分も対象にする場合は、小さなバッチ管理をしていかなければならない。

委員D：モデル実証では、むね肉、もも肉の2kg袋の段階について、トレーサビリティを導入しているが、内臓を対象とすると難しい。一般ブロイラーまで含めると、処理場のコストがかかる。ロットがあまりにも大きすぎるので、銘柄のうち主要品目のみ取組むことが多い。

委員E：主要七品目のうち、ラインから一旦外れてバッチ処理されるものは除き、特別な鶏種ではなく、一般ブロイラーも対象にする。もっと細かい部分も対象にする場合は、一般ブロイラー(のガイドライン)で示したことを念頭において、分別管理や識別を

してトレーサビリティを確立してもらおう。

委員 B：生産農場単位について、その日に入荷したものが、3つの生産農場であれば、それを合わせた単位でよいのか。

委員 C：農場鶏舎単位でロットを組んでいたが、非常に大変だった。県産表示をするものは、含まれる鶏舎の集合体として遡及できるようにしている。

委員 F：トレーサビリティは、どことどの鶏が、この鶏肉（製品）に入っているかが分かるだけで、単一の県まで遡ることが、トレーサビリティの唯一の目的であるような議論になる。その辺りを切り離して考えなければ、最終的な範囲は決まらない。

委員 B：機械化も進んでいる中で、工場によって解体するパターンが色々あるので、ロットの大きさにより、取組める製品が異なる。

委員 A：トレースできればよいが、流通・小売段階では県産表示をしようという動きがある。現状流れているものに対して、トレーサビリティを加えて取組んだ方が現実的でやりやすい。トレースをする時に、ロット番号を継承できるかが大きなポイントになる。

委員 G：トレーサビリティ情報として、何を載せるのかを決めなければ、品目は決められないのではないか。

事務局：各事業者にとって取り組みやすい品目から取り組めばよく、一般ブロイラーと銘柄鶏を含めた全てについて、取り組まなければいけないということではない。

論点

- ・一般ブロイラーまで対象とする場合は、正肉だけを対象にした方が現実的なガイドラインになるのではないか。
- ・トレーサビリティに取組む場合は、銘柄鶏などできる品目や製品から始めることが大切だ。
- ・トレーサビリティと表示の議論を切り離して考えなければ、対象は決まらないのではないか。
- ・細かいロットを求める場合は、取組むことができる範囲は異なる。

結論

- ・ガイドラインの対象品目としては食用鶏肉とし、取り組む事業者が品目を選択することとする。

*4 ロットの形成方法

事務局：資料2の9ページを説明。

委員 F：卸売段階では、複数の処理場から来た鶏を使って製品を作る。処理場ではチラーで分けるか、時間で分けるか、分けられないものは1日分を混ぜたものになる。分けられる部分は、農場単位や鶏舎単位でもできると思う。

委員 G：ガイドラインの原則はどちらなのか。どこまでやるかという入口を決めなければいけないと思う。

委員 F：ロットを形成する単位について、いくつかのケースを示すか、示したケースの一つを鶏肉のスタンダードにするのかで、ガイドラインの内容は違ってくる。

農水省：ガイドラインなので、いくつかのロットのパターンを示してはどうか。ロットの考え方や項目、鶏肉でトレーサビリティに取組む場合、どういうことに注意する必要があるのかを示すことが重要だ。

委員 E：加工センターや卸でロットの統合や分割されている部分、冷凍になった場合や処理日が異なるものが統合される場合など、ロットの形成パターンをいくつか示す。

論点

・ロットの大きさについて、ガイドラインとしての原則を示さなければ、対象範囲も決まらないのではないかと。
・ロットの形成について、いくつかのパターンや考え方を示して、取組む事業者にあったものを選択するという形がよいのではないかと。

結論

・ロットの形成パターンをいくつか示し、ロットの考え方や留意点について記載する。

* 対象製品について(生鮮品、凍結品、解凍品など)

委員 F：冷凍品は含むのか。

委員 E：冷凍品を除くとシステムは非常に単純化するが、ガイドラインに、冷凍品を含める場合、何に留意しなければならないのかを書く必要がある。

委員 A：大手処理場では、2kg 袋単位でロット番号を打ち込み、ロット番号で管理するので凍結しても紐付けができていますので問題はない。凍結する前に、2kg 袋に入れてロット番号を打ってから凍結する、というガイドラインができれば、統一されるのではないかと。

委員 G：卸売業にとって、非常に大きなリスクになる。今までなかったロット番号管理をしなければならず、各社の営業冷蔵庫も、もう一つ管理番号を増やさなければならない。

委員 B：生鮮品は賞味期限を管理しながら先入れ先出しが原則で、ロットという概念はない。新しくロット管理をしなければならないとなると難しい。

委員 A：ガイドライン上では、すべての生鮮品にも番号を付けることになるのではないかと。

委員 E：既存のものをロット番号として位置づけるか、新しい番号を付けるか、いずれにしてもロット番号をつけなければ管理できない。例えば、ユニークな番号にするために、賞味期限を使う場合、工場名や事業者名などを付け加える必要がある。

委員 G：凍結品にした場合は、新たなロット番号を付けることは必須だ。消費者や生産者とは関係なく、荷受と営業冷蔵庫とのやり取りでロット管理が必要になる。

委員 A：凍結した時にロットを組むのではなく、袋詰めかコンテナ詰めした後に、ロットが発生するので、産地凍結でもチルフロでも、ロット管理上は全く問題ない。

委員 F：どこで、いつ誰が凍結したのか、という記録が残らないと、何か問題があった時に回収などしなければならない場合、回収する範囲が異なる。その場合の留意点をガイドラインに示しておかなければいけない。

委員 H：途中でチルフロにした場合、“チルフロにした”という情報を付け加えるので、産地凍結でもチルフロでもトレーサビリティ上、問題はないと思う。

委員 F：卸売業に負担がかかるということだ。

委員 E：ロットを半分に分けて冷凍した場合、新しいロット番号を付けるのか。

委員 H：最初につけたもののままでよいのではないかと。

委員 B: 温度帯変更により賞味期限が延びた場合、元の賞味期限を変更するのではなく、(元の賞味期限と) 新しい賞味期限と 2 つ表示している。同じように、トレーサビリティという点からも、温度帯変更をしたら、その情報を付加する必要がある。

事務局: 対象としては、生鮮品、冷凍品、チルフロも全て含めるということでしょうか。任意の取組みなので、冷凍品について取組むかどうかは事業者の判断だ。

委員 A: ガイドラインとして、一本のトレースできる方法を書いておいて、凍結する場合や解凍する場合に留意することを書いてはどうか。

委員 G: 冷凍品を売る側からすれば、2年以内に売ればよいというスタンスだ。情報が見える形にすると、荷受の商売はかなり制約を受けるのではないか。

委員 F: 情報をどこまで公開するかは別として、管理はしなければいけない。

委員 J: このガイドラインでは、トレースをできる仕組みを作る、情報開示をすることが目的ではなく、求められた場合、追いかけられればよい、ということではなかったか。情報を開示することを前提に議論されているのではないか。

委員 E: 基本的には、記録の情報を使って追跡や遡及をきちんとできればよい。これまでの議論で対象範囲の「品目」と「製品」については、主要七品目と冷凍を含むということでよいか。

論点

- ・凍結品でも、ロット番号をつけて管理しているので、トレースすることは可能ではないか。
- ・卸売段階では、生鮮品についてロット管理はしていないため、新たに番号を付けるのは負担がかかる。
- ・既存の情報をロット番号と位置づけて管理することも可能だ。
- ・産地凍結、チルドフローズにしたという情報を付加するため、卸売業者では負担が増えるが、必要だ。
- ・凍結品などについて必要な記録項目や留意点などを、ガイドしておく必要がある。

結論

- ・ガイドラインの対象製品としては、主要七品目の生鮮品、凍結品、解凍品とする。

* 生産農場段階における記録管理項目

事務局: 資料 1「各段階の記録管理項目」の表 1 を説明(記録項目について、トレーサビリティを構築する上で、最低限度、必要な基本的な項目を“基本”、トレーサビリティシステムを導入する目的に応じて、記録するとよい項目を“任意”に分類して提案)。

委員 G: 薬剤投与歴は、なぜトレーサビリティの基本項目ではなく任意なのか。

委員 E: 流通履歴ではなく、生産履歴だからだ。生産履歴はトレーサビリティをする上では付加的なものという考え方だ。

委員 G: 生産や流通にとっては問題ないが、消費者はそれでもよいのか。

委員 E: 社会的に必要な部分と、トレーサビリティに必要な部分は別で、記録しなくてよいということではない。

委員 C: 「種鶏場・ふ化場」は、「仕入先」が分かればよいので不要ではないか。また受入側で、必ずしも薬剤投与歴を持っているわけではなく、その前の段階での記録になる。生産農場段階での「薬剤投与暦」については、任意のままでよい。

オブザーバー：「品種」は、地鶏など色々と掛け合わせたものがあるが、どの辺りまで記載する必要があるのか。

委員 B：例えば、比内地鶏であれば、実際は比内鶏とロードアイランドレッドを掛け合わせたものなので、どちらを書くのか。「品種」は基本でなくてもいいのではないかな。

委員 F：掛け合わせた内容は分かっているのではないかな。

委員 H：「品種」についても、仕入先に聞けば分かることなので、ここに載せなくてもよい。

委員 E：例えば、赤鶏と表示された製品について、表示の正当性を示すためには、「品種」が書いてあった方がいいと思った。ただし、たくさんある品種のマトリックスを示すことまで要求はできない。

委員 A：牛肉トレーサビリティでは、最終的にはトレースすることを主体とした。牛肉の情報は、餌の情報などが分かる生産情報公表 JAS 規格と一般のガイドラインで出しているトレーサビリティと、2つに分かれている。鶏肉の場合も同様にして、ガイドラインではトレースするための項目を押さえてはどうか。もし「品種」が必要であれば、親鶏の状態で表現すればよい。

委員 E：「品種」の名称について不要とはいかないが、どのように書くかは具体的に示した方がよい。商品名ではないので、一定の社会的に認知されたものを示すしかないと思う。

委員 I：鶏の場合は、何についての心配なのかという部分が一番重要ではないかと思う。

委員 E：目的によって異なる。危害が BSE ではないので、例えば冷凍品とチルドのものが混ざると、表示の問題になり、それを証明することも目的になる。何のためにトレーサビリティをやるのか議論することは大切だ。

論点

- ・トレースする上では、生産履歴は付加的な情報で必ずしも必要ではないが、消費者が求めている項目だと思うので「基本」ではないのか。
- ・記録する項目を「基本」と「任意」に分けているが、「任意」にした項目が不要だと誤解されないような表現をする必要がある。
- ・ガイドラインでは、トレースするための項目に絞った方がよい。
- ・「仕入先」は「種鶏場・ふ化場」や「育成場」にあたり、一歩川上段階での「薬剤投与歴」は仕入先が把握しているので、必要な時に問い合わせができればよい。
- ・「品種」はどの範囲まで書く必要があるのか。
- ・「品種」も仕入先に必要な時に問い合わせができればよく、不要ではないか。
- ・細かい品種を書くことは求めないが、表示の信頼性の確保など、目的に応じては記録があるとよい。

* 食鳥処理場段階における記録管理項目

事務局：資料 1 の表 2 を説明。

委員 B：“と鳥日”と「包装日」は必ずしも同一ではない場合がある。

委員 C：「包装日」は必要なのか。と鳥日と包装日が異なる場合、賞味期限で管理しているので、記録することが一つ増えてしまう。

「食鳥処理場に関する情報」の「責任者氏名」という項目を管理する時に、製品と紐付けしてどのように記録しておけばよいのか。会社名が分かればよいと思う。

「と殺日」は業界では“と鳥日”と言っている。

委員 F：ガイドラインとして「と殺日」と「包装日」が違う場合は、いつ受け入れて、いつと鳥し、解体したのか分かるようにしておく、と書けばよいのではないか。

委員 C：現実問題として、非常に複雑だ。現場で、分からなくなる気がする。

委員 E：原則として、「と殺日」と「包装日」が同じではない場合に分けて管理する。具体的な方法は先の議論になる。

委員 A：「重量」と「数量」について、“重量または数量”でよいのではないか。

委員 E：食鳥処理で廃棄する場合は、その羽数を管理しているのか。

委員 C：食鳥検査制度の中で管理している。廃棄されたものが流通することはない。

事務局：羽数を記録管理項目に入れるかどうか。

委員 E：「仕入数量」と「出荷数量」が両方あり、途中で廃棄した数量が分かれば、データを見て歩留まりを計算する、などに使えると思う。

委員 A：仕入数量と出荷数量があれば、不要ではないか。

委員 C：全てを受け入れたのが「仕入数量」で、その後色々廃棄されたものを減じたのが「出荷数量」になる。

委員 D：検査前に廃棄になる部分、検査で廃棄になる部分、工場内で廃棄になる部分があるので、受入をどの段階にするかによって異なる。

事務局：「仕入数量」は受入数量に置き換えた方がよいか。

委員 C：系列から購入する場合は「受入」になるが、他社買いの場合は「仕入」になる。

論点

- ・「責任者氏名」は頻繁に変更しないので、製品と紐付けするための記録としてどのように管理すればよいのかイメージがよく分からない。
- ・業界では、「と殺日」より「と鳥日」という。
- ・「と殺日」と「包装日」は必ずしも同一ではない。また、現状は「賞味期限」だけを表示して管理しているので、「包装日」を基本とすると、記録する項目が増えることになる。
- ・同じ「賞味期限」の製品に「と殺日」が異なるものが混ざっている場合は、分かるように記録すればよいのではないか。
- ・「重量」と「数量」は項目を分けずに、“重量または数量”でよいのではないか。
- ・「仕入数量」について、どの段階での数量とするのか。
- ・「仕入数量」のカウントの仕方は、各事業者により異なるので、事業者が定義づけをする必要がある。

(3) その他

委員 E：検討は来年度も続くので、今年度はどこまで議論ができたかをまとめていただく。

事務局：議事録を作成してお送りする。

以上、敬称略